

会津若松市地域防災計画

新旧対照表

令和 年 月修正

会津若松市防災会議

冊子	頁	現 行	修 正 案	修正理由		
本編 第1編 総則	3	第1章 計画の基本方針 第5節 計画の進行管理及び修正 また、10年後の平成35年度を目処に、 大幅な改正が必要かどうかを判断するもの とします。	第1章 計画の基本方針 第5節 計画の進行管理及び修正 また、 <u>改訂から10年が経過し、今後更 なる防災地域づくりを推進していくため にも、令和6年度から令和7年度にかけて 大幅見直しを行います。</u>	時点 修正		
	7 ～ 8	第13節 減災目標	第13節 減災目標	時点 修正		
		目標名	現状値 (R4年度)		目標名	現状値 (R5年度)
		小中学校の耐震化 率	100% (R4年度)		小中学校の耐震化 率	100% (R5年度)
		市有建築物の耐震 化率	93.4% (R4年度)		市有建築物の耐震 化率	93.8% (R5年度)
		防災情報メールの 登録者数	14,535件 (R4年度)		防災情報メールの 登録者数	15,323件 (R5年度)
		災害時応援協定締 結数	112件 (R4年度)		災害時応援協定締 結数	115件 (R5年度)
		避難行動要支援者 名簿同意率	56.6% (R4年度)		避難行動要支援者 名簿同意率	53.8% (R5年度)
自主防災組織活動 カバー率	4.6% (R4年度)	自主防災組織活動 カバー率	5.4% (R5年度)			
防災士資格取得者 数	147名 (R4年度)	防災士資格取得者 数	176名 (R5年度)			
17	第3章 災害及び被害の想定 第4節 被害想定結果 被害想定結果総括表	第3章 災害及び被害の想定 第4節 被害想定結果 被害想定結果総括表 修正素案のとおり	時点 修正			
26	第4章 自助・共助・公助それぞれの役割 第2節 自助及び共助 1 市民の役割 11飼い主による家庭動物との同行避難 や避難所での飼養についての準備に努 めます。	第4章 自助・共助・公助それぞれの役割 第2節 自助及び共助 1 市民の役割 11飼い主による <u>ペット</u> との同行避難や 避難所での <u>飼育</u> についての準備に努 めます。	適正 化			
本編 第2編 災害予 防計画	30	第1章 災害に強い体制づくり 第1節 防災組織の整備 4 指定公共機関 (1)東日本旅客鉄道(株)会津若松駅	第1章 災害に強い体制づくり 第1節 防災組織の整備 4 指定公共機関 (1)東日本旅客鉄道(株) <u>あいづ統括セン ター</u>	適正 化		
	34	第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	第2節 防災拠点施設の指定 1 防災拠点施設の種類と機能	適正 化		
		区分	施設機能 (対象施設)		区分	施設機能 (対象施設)
	避難所	原則として市民が一時的に避 難生活をする施設 (各小中学 校、体育館等)	避難所	原則として市民が一時的に避 難生活をする施設 (各小中学 校、 <u>公民館、コミュニティセ ンター</u> 等)		
52	第4章 地震以外の災害対策 第3節 土砂災害対策 土砂災害は、甚大な被害を発生させる にもかかわらず、その発生を予測する ことが困難な災害です。そのため、被害を 最小限とするためには、災害発生予防の 事前の取組みが大変重要であり、市や関 係機関による住民への「知らせる努力」 と住民側の「知る努力」によって、土砂 災害被害の軽減を図ります。	第4章 地震以外の災害対策 第3節 土砂災害対策 土砂災害は、甚大な被害を発生させる にもかかわらず、その発生を予測する ことが困難な災害です。そのため、被害を 最小限とするためには、 <u>土砂災害の発生 のおそれのある箇所の確認や、災害の前 兆現象等を知ることなど、事前の備えが 大変重要であります。市や防災関係機関 から地域住民に対し、積極的に周知を図 るとともに、地域住民においては、自ら が様々な情報の収集に努め、自分の安全 確保や避難行動につなげることで、土砂</u>	適正 化			

52	2 土砂災害危険箇所			災害被害の軽減を図ります。			公表 追加		
		災害危険箇所	内容	資料番号 (資料編)		災害危険箇所		資料番号 (資料編)	
	1	土石流危険渓流	(略)	2-4-3-1	1	土石流危険渓流		2-4-3-1	
	2	急傾斜地崩壊危険箇所	(略)	2-4-3-2	2	急傾斜地崩壊危険箇所		2-4-3-2	
	3	地すべり危険箇所	(略)	2-4-3-3	3	地すべり危険箇所		2-4-3-3	
	(追加)				4	新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所		令和2年8月の国の土砂災害防止対策基本方針の見直しを受け、令和3年度から令和5年度にかけて県が行った、高精度の地形情報として航空レーザー測量データから作成された数値標高モデルを用いた抽出作業により、新たに抽出された、土石流や急傾斜地の崩落といった土砂災害の発生のおそれのある箇所	2-4-3-4
	4	山腹崩壊危険地区	(略)	2-4-3-4	5	山腹崩壊危険地区		(略)	2-4-3-5
	5	崩壊土砂流出危険地区	(略)	2-4-3-5	6	崩壊土砂流出危険地区		(略)	2-4-3-6
	6	地すべり危険地区	(略)	2-4-3-6	7	地すべり危険地区		(略)	2-4-3-7
	7	雪崩危険箇所	(略)	2-4-3-7	8	雪崩危険箇所		(略)	2-4-3-8
8	防災重点農業用ため池一覧表	(略)	2-4-3-8	9	防災重点農業用ため池一覧表	(略)	2-4-3-9		
9	道路の危険箇所	(略)	2-4-3-9	10	道路の危険箇所	(略)	2-4-3-10		
53	3 土砂災害対策 (2)土砂災害危険箇所に関する指導			3 土砂災害対策 (2)土砂災害の発生のおそれのある箇所に関する指導					
61	第5章 避難・誘導體制づくり 第1節 避難場所等の指定・整備 2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別ごとに避難場所、避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。 避難場所や避難所を指定する際には、			第5章 避難・誘導體制づくり 第1節 避難場所等の指定・整備 2 「避難場所」と「避難所」の指定 (1)指定基準 あらかじめ災害の種別(地震、洪水、土砂災害等)や地域の状況に応じて、避難場所、避難所を指定し、名称及び所在地等を公表します。			適正化		

	<p>土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）の危険箇所や洪水の浸水想定区域内等には指定をせず、また、新耐震基準を満たさない施設は、地震の場合には避難所に指定しないものとします。</p> <p>なお、実際に、避難場所及び避難所を開設する場合は、災害発生後に安全を確認の上、避難場所、避難所として開設します。</p> <p>①、「避難場所」・土砂災害警戒区域や洪水の浸水想定区域等に該当しないこと。</p> <p>②、「避難所」・上記に加え、耐震化などの安全性を満たしていること。</p> <p>(2)市の指定施設</p> <p>市は、「避難場所」として、小中学校、県立高校、公立学校法人会津大学、公園及び体育館等を指定します。なお、公共施設以外にも、民間事業所等の協力を得ながら、避難場所の指定を行います。</p> <p>また、「避難所」は、原則として小学校、中学校、体育館を指定し、加えて民間事業所等の協力により基準を満たす地域の民間事業所の施設等についても指定するものとし、さらに福祉避難所や二次避難所の指定を進めます。</p> <p>なお、地区公民館や地区コミュニティセンターは、地域の自主避難者等の一時的な受け入れ施設として位置づけます。また、台風等や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合には、地域住民からの問い合わせ状況等も踏まえ、必要に応じて自主避難所を開設し、ホームページやSNS等で周知を行います。</p> <p>*「避難場所」及び「避難所」については、資料編2-5-1に一覧を記載</p>	<p>(2)市の指定施設</p> <p>市は、公共施設をはじめとして、民間事業所等の協力を得ながら、避難場所及び避難所の指定を行うものとし、さらに福祉避難所や二次避難所の指定を進めます。</p> <p>*「避難場所」及び「避難所」については、資料編2-5-1に一覧を記載</p>	
61	<p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項</p> <p>(4)良好な環境の整備</p> <p>市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。</p>	<p>3 「避難場所」・「避難所」整備の配慮事項</p> <p>(4)良好な環境の整備</p> <p>市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での避難所開設・運営に備え、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布、パーティション等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとします。</p>	適正化
62	<p>4 利用区分ごとの避難所指定</p> <p>(2)自主避難・局地的災害</p> <p>自主避難者や局地的災害時の一時避難所として、地区公民館や地区コミュニティセンターにおいて対応する場合があります。また、台風等や長時間降り続く雨の影響等で洪水や土砂災害の発生が懸念される場合には、地域住民からの問い合わせ状況等も踏まえ、必要に応じて自主避難所を開設し、ホームページやSNS等で周知を行います。</p>	<p>4 利用区分ごとの避難所指定</p> <p>(2)自主避難</p> <p>避難所が開設される前、災害発生のおそれがあると考え自主的に避難を希望する自主避難者を一時的に受け入れる施設として、地区公民館や地区コミュニティセンター等を位置づけます。</p>	適正化
62	<p>6 施設管理者との事前協議</p> <p>災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所である小中学校施設の管理者である教育委員会及び学校と施設の整備、災害時体制について協議します。</p>	<p>6 施設管理者との事前協議</p> <p>災害時に円滑な避難所の運営ができるよう、避難所である教育施設の管理者である教育委員会及び学校等と施設の整備、災害時体制について協議します。</p>	適正化

64 ～ 65	<p>防災豆知識!(その4):災害時どこに避難すればよいのか</p> <p>【避難場所】 避難場所は、小中学校、県立高校、地区公民館、会津大学、公園、体育館等です。 災害時に一時的に避難する場所であり、宿泊はできません。</p> <p>【避難所】 避難所は原則として近くの小・中学校です。 一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する仮宿泊施設です。</p>	<p>防災豆知識!(その4):災害時どこに避難すればよいのか</p> <p>【避難場所】 避難場所は、小中学校、高校、公園等です。 災害時に一時的に避難する場所であり、安全面を確認した後に開設した避難所へ移動します。</p> <p>【避難所】 避難所は、一時的な生活の本拠地となるものとして、市が提供する宿泊施設です。 災害の種別や規模に応じて、指定避難所の中から開設します。</p>	適正化												
68	<p>第7章 備蓄・調達体制の整備</p> <p>基本的な考え方 ○民間事業者等との災害時応援協定締結を進めるとともに、災害時の物資の確保については、物流ネットワーク備蓄を基本として、最小限の生活必需品や食糧について施設備蓄を進めます。 ○備蓄食糧等については、平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 備蓄・調達体制の整備</p> <p>基本的な考え方 ○民間事業者等との災害時応援協定締結を進めるとともに、災害時の物資の確保については、物流ネットワーク備蓄を基本として、一定程度の生活必需品や食糧について施設備蓄を進めます。 ○備蓄食料等については、防災啓発時の活用など、平時の利用用途も含めて検討し、購入を進めます。 ○孤立する恐れのある集落では、救助活動が制限されることを勘案し、十分な備蓄量の確保について配慮するものとします。</p>	<p>適正化</p> <p>県地域防災計画の修正による</p>												
69	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担 ○市・公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等</p>	<p>第1節 備蓄品の確保</p> <p>2 備蓄の役割分担 ○市：公共性が高い分野の備蓄。施設の通信設備、電源、燃料等の環境整備、トイレや毛布、ダンボールベッド、パーティション、更衣室など個人で確保することが困難な物資や感染症対策に必要な物資等</p>	適正化												
69	4 市の備蓄品目	4 市の備蓄品目 修正素案のとおり	時点修正												
70 ～ 71	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>【備蓄目標品目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄品・持出品</th> <th>準備例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品(3日、できれば1週間)</td> <td>アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品</td> </tr> <tr> <td>貴重品</td> <td>現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証など</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄品・持出品	準備例	食料品(3日、できれば1週間)	アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品	貴重品	現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証など	<p>第4節 市民に対する備蓄の啓発</p> <p>【備蓄目標品目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備蓄品・持出品</th> <th>準備例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料品(3日、できれば1週間)</td> <td>レトルト米等レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品</td> </tr> <tr> <td>貴重品</td> <td>現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証、マイナカードなど</td> </tr> </tbody> </table>	備蓄品・持出品	準備例	食料品(3日、できれば1週間)	レトルト米等レトルト食品 、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品	貴重品	現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証、 マイナカード など	<p>時点修正</p>
備蓄品・持出品	準備例														
食料品(3日、できれば1週間)	アルファ米、レトルト食品、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品														
貴重品	現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証など														
備蓄品・持出品	準備例														
食料品(3日、できれば1週間)	レトルト米等レトルト食品 、缶詰等副食品、菓子類、介護用食品など ※高齢者、乳幼児、慢性疾患、食物アレルギーの方は、配慮した食料品														
貴重品	現金(10円硬貨も)、預金通帳、印鑑、免許証、 マイナカード など														
74	<p>第8章 防災知識の普及計画</p> <p>第3節 防災訓練の充実 災害時に十分な防災活動を行うためには、平時における訓練の積み重ねが重要です。 また、訓練の実施にあたっては、防災関係機関及び地域住民との連携が重要となるため、総合的な訓練の実施を主体に、地域の災害リスクに基づいた、実践</p>	<p>第8章 防災知識の普及計画</p> <p>第3節 防災訓練の充実 災害時に十分な防災活動を行うためには、平時における訓練の積み重ねが重要です。 また、訓練の実施にあたっては、防災関係機関及び地域住民との連携が重要となるため、総合的な訓練の実施を主体に、地域の災害リスクに基づいた、実践</p>	適正化												

	型の防災訓練実施を支援する体制を構築します。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。	型の防災訓練実施を支援する体制を構築します。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施します。	
87	第11章 受援計画の策定 第4節 受け入れ環境の整備 1 受け入れ環境 応援職員が活動するための執務スペースの確保や、資料、マニュアルの整備に努めます。特に、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間確保に努めます。	第11章 受援計画の策定 第4節 受け入れ環境の整備 1 受け入れ環境 応援職員が活動するための執務スペースの確保や、資料、マニュアルの整備に努めます。特に、感染症対策のため、会議のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間確保に努めます。	適正化
本編 第3編 災害 応急 対策 計画	90 第1章 応急活動体制 第1節 市職員の初動体制（災害対策本部設置前の体制） 2 災害対策本部設置前の活動内容 (1)事前及び警戒配備下の活動	第1章 応急活動体制 第1節 市職員の初動体制（災害対策本部設置前の体制） 2 災害対策本部設置前の活動内容 <u>(削除)</u>	適正化
90	第2節 災害対策本部 1 設置基準 市長は、次のいずれかに該当するときは、会津若松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置します。 (1)市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2)災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。 (3)その他災害が予測され、総合的な応急対策を必要としたとき。 *他の市町村等で大規模な災害が発生し、市全体で被災者の受け入れを必要とした場合は、災害対策本部に準じた「災害支援対策本部」を設置するものとします。 *雪害応急対策本部の設置基準は、第2編第4章第4節のとおりとします。 2 設置及び解散 (1)設置の考え方 ①. 設置の判断 市長は、特に強力で防災活動を推進するため必要と認めるときは、設置基準により、災害対策本部を設置します。	第2節 災害対策本部 <u>(削除)</u> 1 設置及び解散 (1)設置の考え方 ①. 設置の判断 市長は、次のいずれかに該当するときは、会津若松市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置します。 <u>ア.市域に震度5弱以上の地震が発生したとき。</u> <u>イ.災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。</u> <u>ウ.その他災害が予測され、総合的な応急対策を必要としたとき。</u> <u>*他の市町村等で大規模な災害が発生し、市全体で被災者の受け入れを必要とした場合は、災害対策本部に準じた「災害支援対策本部」を設置するものとします。</u> <u>*雪害応急対策本部の設置基準は、第2編第4章第4節のとおりとします。</u>	適正化
91	4 災害対策本部の組織編成等 (1)組織編成と分担任務	3 災害対策本部の組織編成等 <u>(削除)</u>	適正化
101	第3章 情報の収集・伝達 5 情報伝達における配慮事項 (1)要配慮者等への対応 ②在宅要配慮者 消防署、警察署、民生児童委員、自主防災組織等の避難支援者の協力を得て、	第3章 情報の収集・伝達 5 情報伝達における配慮事項 (1)要配慮者等への対応 ②在宅要配慮者 消防署、警察署、 <u>民生委員・児童委員</u> 、自主防災組織等の <u>避難支援等関係者</u>	適正化

	要配慮者（避難行動要支援者等）に対して情報伝達を行います。	の協力を得て、要配慮者（避難行動要支援者等）に対して情報伝達を行います。	
122	第6章 避難対策 第3節 避難所の開設 5 避難所が不足する場合の対応 市は、あらかじめ指定した市の避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、市の他施設を追加指定するほか、旅館、ホテル等の借上げ等を検討します。 さらに、県と協議し、県立高校等の利用を依頼します。	第6章 避難対策 第3節 避難所の開設 5 避難所が不足する場合の対応 市は、あらかじめ指定した市の避難所だけでは施設が量的に不足する場合は、市の他施設を追加指定するほか、旅館、ホテル等の借上げ等を検討します。 (削除)	適正化
131	第8章 応急医療・救護対策 第3節 医療資機材の調達 救護活動に必要な医薬品等については、市薬剤師会との災害時応援協定により、必要な薬剤等の確保を図るとともに、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄実施事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に要請を行います。	第8章 応急医療・救護対策 第3節 医療資機材の調達 救護活動に必要な医薬品等については、市薬剤師会との災害時応援協定により、必要な薬剤等の確保を図るとともに、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、県に要請を行います。	適正化
134	第9章 飲料水・食料等供給対策 第2節 食糧供給対策 3 食品提供の基準 (1)食品確保の順位 第1順位 災害対策用備蓄食品（乾パン、缶詰等） (2)数量の基準 1人当たりの供給数量は、次のとおりとします。（乾パン、麦製品の換算率は、100%とする。ただし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。） ①.罹災者に対する給食は、1食当たり精米換算200gの範囲内	第9章 飲料水・食料等供給対策 第2節 食糧供給対策 3 食品提供の基準 (1)食品確保の順位 第1順位 災害対策用備蓄食品（ レトルト米、レトルトパン、液体ミルク等 ） (2)数量の基準 1人当たりの供給数量は、次のとおりとします。（ レトルト米、レトルトパンの換算率は、100%とする。 ） ①. 被災者 に対する給食は、1食当たり精米換算200gの範囲内	時点修正
156	第14章 ライフライン施設の応急対策 第4節 都市ガス施設災害応急対策 1 火災に際しての一般住民等の措置 (1)火災が発生した場合、居住者はガス事業者 に 現場位置等を通報します。 なお、この際、火の気を消し、元栓を閉めます。 (2)導管の亀裂折損によるガス流出等の事故発生に際しては、まず送ガスしゃ断が急務であり、これを発見した者は、その旨をガス事業者に通報します。 なお、ガス流出等の状況が激しいときは、市、消防署又は警察署に通報します。	第14章 ライフライン施設の応急対策 第4節 都市ガス施設災害応急対策 1 火災に際しての一般住民等の措置 (1)火災が発生した場合、居住者は 初期消火に努め、速やかに消防署へ 通報します。 なお、この際、 ガスの火 を消し、元栓を閉めます。 (2)導管の亀裂折損によるガス流出等の事故発生に際しては、まず送ガスしゃ断が急務であり、これを発見した者は、その旨をガス事業者に通報します。 (削除)	適正化
156	2 ガス事業者の災害防止〔液化石油ガス（LPG）〕	2 ガス事業者の災害防止	適正化
資料編 第1章	1 (資料1-4-3-1) 会津若松市防災会議委員構成団体等 (7)指定公共機関及び指定地方公共機関等 東日本旅客鉄道(株)会津若松駅	(資料1-4-3-1) 会津若松市防災会議委員構成団体等 (7)指定公共機関及び指定地方公共機関等 東日本旅客鉄道(株) あいづ統括センター	適正化
10	(資料2-1-1-2) 防災関係機関の業務内容 4 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道(株)会津若松駅	(資料2-1-1-2) 防災関係機関の業務内容 4 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道(株) あいづ統括センター	適正化
13 ～ 17	(資料2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧 令和5年11月1日現在	(資料2-1-1-8) 災害時応援協定締結先一覧 令和6年7月19日現在	時点修正
	協定先 担 協定名称 締結 協定等	協定先 担 協定名称 締結 協定等	

		当局等		年月日	の内容等		当局等		年月日	の内容等	
輸送・警備・施設利用						輸送・警備・施設利用					
8	日本通運株式会社郡山支店	危機管理課	災害時における物資等の輸送に関する協定	平成26年10月1日	災害時の緊急輸送の確保	(削除)					
土木・測量関係						土木・測量関係					
8	電気工事交友会	危機管理課	災害時における応急対策業務の協力に関する協定	平成24年5月25日	災害時の応急対策業務の実施	(削除)					
通信・報道関係						通信・報道関係					
3	ヤフー株式会社	危機管理課	災害に係る情報発信に関する協定	平成31年1月15日	ヤフーアプリ等における平時、災害時の提供及び発信	3	LINEヤフー株式会社	危機管理課	災害に係る情報発信に関する協定	平成31年1月15日	ヤフーアプリ等における平時、災害時の提供及び発信
(新設)						6	国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所	危機管理課	大川ダム放流警報設備による避難情報の伝達に関する協定	令和6年7月19日	災害時における緊急放送要請
18 ~ 20 20	(資料2-4-1) 注意報・警報発表の基準 (1)特別警報 (新設) (2)情報 ①福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説される場合等に発表される。 (略) また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。 (略) 大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、气象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出しのみの福島県気象情報が発表される場合がある。 ②土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命の危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても					(資料2-4-1) 注意報・警報発表の基準 (1)特別警報・警報・注意報 ③警報・注意報発表基準一覧表 (2)情報 ①福島県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。 (略) (削除) (略) (削除) ②土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生しても					適正化 県地域防災計画の修正による

おかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

（新設）

③記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

④竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、雷注意報を補足する情報として、会津・中通り・浜通りの地域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表するほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

⑤早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で週間

おかしくない状況となった場合、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（湯川村を除く）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や土砂アラート（福島県土砂災害情報システム）等で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

③顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている場合、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福島県気象情報」という表題の気象情報が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

がけや川の近くなど、危険な場所（土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害が想定される区域）にいる住民は、市町村から発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる必要がある。

④記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

⑤竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている場合に、天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合に、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

⑥早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で、2日先から5日

	<p>天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>⑥キキクル（危険度分布） 土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっているかを面的に把握できる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。</p>	<p>先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（会津、中通り、浜通り）で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p> <p>⑦キキクル（危険度分布） 土砂災害・浸水害・洪水災害発生危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。常時10分毎に更新され、警報や土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）・浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）がある。</p>	
21	(4)警報・注意報発表基準一覧表	(削除)	適正化
24	〔参考〕風の強さと吹き方 (注1)強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警報や注意を呼びかけます。	〔参考〕風の強さと吹き方 (注1)強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。	
30 ～ 36	(資料2-4-2-2) 河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧	(資料2-4-2-2) 河川洪水時浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧 修正素案のとおり	適正化
38 ～ 40	(資料2-4-3-1) 土石流危険渓流	(資料2-4-3-1) 土石流危険渓流 修正素案のとおり	適正化
41 ～ 43	(新設)	(資料2-4-3-4) 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所 修正素案のとおり	県公表を受け追加
44 ～ 50	(資料2-4-3-4) 山腹崩壊危険地区 (資料2-4-3-5) 崩壊土砂流出危険地区 (資料2-4-3-6) 地すべり危険地区 (資料2-4-3-7) 雪崩危険箇所 (資料2-4-3-8) 防災重点農業用ため池一覧 (資料2-4-3-9) 道路の危険箇所	(資料2-4-3-5) 山腹崩壊危険地区 (資料2-4-3-6) 崩壊土砂流出危険地区 (資料2-4-3-7) 地すべり危険地区 (資料2-4-3-8) 雪崩危険箇所 (資料2-4-3-9) 防災重点農業用ため池一覧 (資料2-4-3-10) 道路の危険箇所	上記の追加による
50 ～ 52	(資料2-4-3-10) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	(資料2-4-3-11) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧 修正素案のとおり	適正化
53 ～ 59	(資料2-5-1) 避難所・避難場所一覧表 令和6年1月27日現在 (1)避難場所兼避難所 (注) 災害の状況により、上記避難場所のほか市内学校、公共施設の集会所及び都市公園等を避難場所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。また、屋体面積は体育館施設を指すものとする。なお、状況に応じて教室棟の活用について施設管理者と協議する。収容人員（人）の算定基準は、指定避難所については「4㎡あたり1人」、指定緊急避難場所については「3㎡あたり1人」として算出する。	(資料2-5-1) 避難所・避難場所一覧表 令和6年10月4日現在 (1)避難場所及び避難所 修正素案のとおり (注) 災害の状況により、上記避難所以外についても避難所に指定するものとし、災害の種類により最も安全な場所に避難を命ずるものとする。また、学校施設の避難所面積は体育館施設を指すものとする。なお、状況に応じて教室棟の活用について施設管理者と協議する。収容人員（人）の算定基準は、指定避難所については「4㎡あたり1人」、指定緊急避難場所については「3㎡あたり1人」として算出する。	新たな避難所と避難場所の追加
69	(資料2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊	(資料2-6-3) 消防防災ヘリコプター緊	時点

急場外離着陸場					急場外離着陸場					修正
No.	名称	所在地	管理者等	電話	No.	名称	所在地	管理者等	電話	
(追加)					14	松長近隣公園予定地	一箕町松長一丁目地内	会津若松市まちづくり整備課	39-1275	
70 ~ 72	(資料2-7-1) 防災用備蓄品一覧				(資料2-7-1) 防災用備蓄品一覧 修正素案のとおり				時点修正	
82	〔災害に関する市の組織〕 (1)防災会議とは 《委員》 ○会津労働基準監督署・福島農政局福島県拠点・会津森林管理署・阿賀川河川事務所・郡山国道事務所会津若松出張所・福島地方気象台 ○県の職員 ○市の職員 ○会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長 ○会津若松市消防団長 ○郵便事業(株)会津若松郵便局・東日本旅客鉄道(株)会津若松駅・(株)N T T東日本東北会津営業支店・東北電力ネットワーク(株)会津若松電力センター・東京電力リニューアブルパワー(株)猪苗代事業所・東日本高速道路(株)東北支社会津若松管理事務所・会津乗合自動車(株)・福島県トラック協会会津若松支部・福島県看護協会会津若松支部・会津鉄道(株)・会津若松医師会・会津若松市社会福祉協議会 ○会津若松市区長会・公立大学法人会津大学 ○会津若松消防署・会津若松市民生児童委員協議会・会津若松市男女協働参画の会				〔災害に関する市の組織〕 (1)防災会議とは 《委員》 ○会津労働基準監督署・東北農政局福島県拠点・会津森林管理署・阿賀川河川事務所・郡山国道事務所会津若松出張所・福島地方気象台 ○県の職員 ○市の職員 ○会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部消防長 ○会津若松市消防団長 ○日本郵便(株)会津若松郵便局・東日本旅客鉄道(株)あいづ統括センター・東日本電信電話(株)福島支店・東北電力ネットワーク(株)会津若松電力センター・東京電力リニューアブルパワー(株)猪苗代事業所・東日本高速道路(株)東北支社会津若松管理事務所・会津乗合自動車(株)・福島県トラック協会会津支部・福島県看護協会会津支部・会津鉄道(株)・会津若松医師会・会津若松市社会福祉協議会 ○会津若松市区長会・公立大学法人会津大学 ○会津若松消防署・会津若松市民生児童委員協議会・男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体				適正化	